

情報提供日: 令和8年5月15日

## 就労継続支援 B 型事業所の指定取消（茨城県による行政処分）に伴う龍ヶ崎市長コメント

本市内において、障がいのある方々へのサービスを提供していた就労継続支援 B 型事業所「就労継続支援 B 型 アリス」(龍ヶ崎市南中島町)が、令和8年5月15日付けで茨城県から行政処分を受けたことに対する龍ヶ崎市長コメントをお知らせします。

### 1 県による行政処分の概要(詳細は、別紙の茨城県障害福祉課による資料提供内容を参照)

茨城県から指定を受けている障害福祉サービス事業所「就労継続支援B型事業所 アリス」について、法令違反が認められたことから、茨城県から指定取消処分(指定取消年月日:令和8年6月1日)の通知が本日付でなされました。

### 2 龍ヶ崎市長 萩原 勇 コメント

市内の就労継続支援事業所による訓練等給付費の不正請求事案をはじめとする、複数の不正行為や虚偽報告が判明し、茨城県により事業所指定の取消の行政処分がなされたことは、誠に遺憾であります。

現事業所は、処分事業者から別事業者へ令和8年6月1日に事業譲渡が行われる予定とのことで、本市では茨城県とも情報共有しながら、事業者に対し、利用者には不便や不安を生じさせないよう適切に対応するよう、助言・指導を行ってまいります。

また、本市への訓練等給付費不正請求は、大切な公費からの支出であり、障がいのある方々の自立と社会参加を支えるという観点からも、決して許されるものではないことから、本市が支払った費用の返還を求めています。

添付資料	5月15日付け茨城県障害福祉課による発表資料(県政記者クラブ発表内容) 「指定就労継続支援 B 型事業所に対する行政処分について」
------	----------------------------------------------------------------------

担当課	龍ヶ崎市 福祉部 障がい福祉課 担当者: 鴻巣・牧野(こうのす・まきの) 連絡先: 0297-60-1528(直通)
-----	---------------------------------------------------------------

## 指定就労継続支援B型事業所に対する行政処分について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)」に基づき監査を行ったところ、法令違反が認められたため、下記のとおり行政処分を行いましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 対象となる事業者

- ・法人の名称 株式会社アイ・ティア(代表取締役 高田和希)
- ・事業所の名称 就労継続支援B型 アリス(所在地 龍ヶ崎市南中島町97番地1)
- ・サービスの種類 就労継続支援B型

#### 2 行政処分の内容

- ・事業所の指定取消し  
(処分日:令和8年5月15日、指定取消年月日(処分効力発生日):令和8年6月1日)

#### 3 行政処分の理由

##### (1) 人員基準違反(法第50条第1項第4号該当)

令和5年5月1日から令和6年6月7日までの間、事業所に必要な常勤のサービス管理責任者を配置していなかった。

##### (2) 17市区町に対する訓練等給付費の不正請求(法第50条第1項第6号該当)

令和5年7月から令和6年10月までの期間において、利用者に対してサービス提供していない日(総計183日)を、サービスを提供したのものとして、龍ヶ崎市外15市区町に対し計1,425,277円の訓練等給付費を不正に請求し、受領した。

また、令和5年7月から令和6年5月までの期間において、サービス管理責任者が非常勤の雇用形態であるにもかかわらず、常勤で勤務しているものとして、サービス管理責任者欠如減算を適用せずに、龍ヶ崎市外14市区町に対し計5,571,325円の訓練等給付費を不正に請求し、受領した。

##### (3) 不正又は著しく不当な行為(法第50条第1項第11号該当)

令和5年10月18日に、同年11月2日に実施する法第11条第2項に基づく実地指導に向けて提出を求められた「実地指導事前提出資料」について、サービス管理責任者として届け出ている者が、実際には勤務していない日を勤務していたとする虚偽の内容を記載した資料を県に提出した。

##### (4) 法第48条第1項に基づく報告の命令に対する虚偽の報告について(法第50条第1項第7号該当)

令和6年12月18日にされた法第48条第1項に基づく報告の命令に対して、サービス管理責任者として届け出ている者が、実際には勤務していない日を勤務していたとする虚偽の内容を記載した、令和5年5月から同年9月までの期間の出勤簿を県に対して提出した。

#### 4 指定取消しに伴う利用者の処遇について

現事業所は、処分事業者から別事業者へ令和8年6月1日に事業譲渡が行われる予定となっており、別事業者は、現利用者全員を受け入れる予定となっている。

#### 5 参考

不正請求等を理由とした指定取消しは、障害者自立支援法(平成18年～)以降では5件目となる。